

施設の利用区分 名称		専用面	団体利用		個人利用		
			利用の単位	料金 (円)	利用の単位	料金 (円)	
						一般	高校生以下
志賀町 野球場	野球場		社会人野球 1時間	1,430	1時間	1,430	
			一般 1時間	770	1時間	770	
			高校生以下 1時間	440	1時間		440
	夜間照明		社会人野球 全灯 1時間	7,700	1時間	7,700	
			社会人野球 半灯 1時間	3,850	1時間	3,850	
			一般 全灯 1時間	5,500	1時間	5,500	
			一般 半灯 1時間	2,750	1時間	2,750	
			高校生以下 全灯 1時間	2,200	1時間		2,200
			高校生以下 半灯 1時間	1,100	1時間		1,100
			スコアボード (1色 LED 表示)	得点、判定表示	社会人野球 1試合	2,200	
一般 1試合	1,100						
高校生以下 1試合	550						
パソコンによるチーム名表示を含めた表示		社会人野球 1試合		3,300			
		一般 1試合		2,200			
		高校生以下 1試合		1,100			

	放送設備		社会人野球 1 試合	2,200			
			一般 1 試 合	1,100			
			高校生以下 1 試合	550			
富 来 野 球 場	野球場		社会人野球 1 時間	1,430			
			一般 1 時 間	770			
			高校生以下 1 時間	440			
			野球・ソフト ボール以外 のスポーツ 競技(年齢区 分なし) 1 時間	1,430			
			体育・スポー ツ以外 1 時間	5,500			
		スコアボード (フルカラー LED 表示)	パソコン による得点、 判定及びチ ーム名表示	社会人野球 1 試合	3,300		
			一般 1 試 合	2,200			
			高校生以下 1 試合	1,100			
		パソコン によるフル 表示	社会人野球 1 試合	4,400			
			一般 1 試 合	3,300			
			高校生以下 1 試合	2,200			

		パソコンによるメッセージ表示	1時間	550		
放送設備		社会人野球	1試合	2,200		
		一般	1試合	1,100		
		高校生以下	1試合	550		

4 備考

- 1 昼間とは午前9時から午後5時までを、夜間とは午後5時から午後10時までをいう。
- 2 団体とは、10人以上の人員及び受付予約が必要なグループ等が利用する場合をいう。
- 3 入場料がある場合の利用料金は、この表に定める専用面の料金の5倍に相当する額とする。
- 4 スコアボード及び放送設備の利用は、団体での利用のみ可とする。
- 5 富来野球場のスコアボードの利用については、パソコン操作が複雑なことから、町が派遣する技術員の下での利用に限るものとする。
- 6 技術員の派遣については、別に定める規程によるものとする。